

## ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	

◇7・9・11月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

\*法律相談は予約制。月初めから受付。  
無料での相談は一人1回です。

## 行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二  
(忠海中町) ☎ 26-0607

## 県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 毎週水曜日 9時15分～12時、13時～16時

場所 広島県東広島庁舎1階(東広島市西条昭和町13-10)

問い合わせ 西部地域県民相談室東広島支所  
☎ 082-422-6911

## 高齢者総合相談・介護家族相談

相談内容	曜日	時間
高齢者総合相談	月～金	8:30～17:00 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

## いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま（中央2-4-3）  
9時～18時

※6/21は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原 ☎ 22-9102

## 出張年金相談

日時 6月10日(水) 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

※待ち時間等の短縮のため、出張年金相談は予約制となっています。希望される場合、相談日前々日の正午までに申し込みが必要です。

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

## 人権相談

差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する相談を受け付けます。

日時 6月17日(水) 9時～12時

場所 人権センター

※人権擁護委員が相談に応じます。

問い合わせ 広島法務局東広島支局 ☎ 082-423-7707

## 消費生活相談室便り

～「申し込んでいないのに送られてきた！」送り付け商法に注意しましょう。～

## 相談内容

数日前、高齢の母が「天皇家のことが分かる楽しい本があるので買いませんか。値段は3万円です。」と電話で勧誘された。母は「興味ありません。」と断ったが、今日宅配便で皇室に関する書籍が届き、うっかり受け取ってしまった。要らないので返したい。

## アドバイス

注文や承諾をしていない、いわゆる「送りつけ商品」が届いた場合は、受け取る義務も支払う義務もありませんので、宅配業者に「受け取りません」と伝え、受け取り拒否をしましょう。このとき、念のために相手先事業者の連絡先を控えておくとういでしょう。

仮に商品を受け取ってしまったら、相手先事業者に引取りを請求してから一週間、または商品が届いてから2週間が過ぎれば自由に処分することができます。

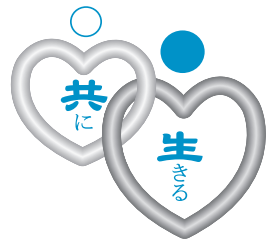
ただし、既に代金を支払った場合は、相手先に返金を求め、返金の確認が取れるまで商品を手元に残しておきましょう。

また、「確認が取れない荷物は受け取らない」というルールを、家族で作っておくのも一つの方法です。

一方、電話での勧誘を断りきれずに承諾し、商品が届いた場合でも、原則として、契約書面を受け取った日から8日間はクーリングオフをすることができます。

なお、ご本人の記憶があいまいであったり、どちらに当てはまるかがわからないなどトラブルになった場合は、消費生活相談室にお問い合わせください。

相談窓口 おかしいな、困ったなと思ったら、消費生活相談室にご相談ください。☎ 22-6965



## あなたは一人じゃない

### 配偶者や交際相手からの暴力に悩んでいませんか？

配偶者や交際相手（以下「配偶者等」という。）からの暴力は、家庭などプライベートな状況の中で生じるため、外部からの発見が難しく、徐々に暴力がエスカレートするなど被害が深刻になる傾向があります。

このため、『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律』（以下「配偶者暴力防止法」という。）の制定により、配偶者等からの暴力（※別表）は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることが明確にされ、行政や関係機関等が連携して、相談、保護、自立支援など被害を受けた人への支援が図られています。

### 暴力の背景

配偶者暴力防止法では、支援対象者を女性に限定していませんが、配

偶者等から暴力を受けているのは多くの場合「女性」です。暴力の背景としては、「男は仕事」「女は家事・育児」といった固定的な性別役割分担や、「男が主、女は従」という力関係などの根深く残る女性差別意識が大きく関係しています。

この意識が婚姻や恋愛関係にも働き、いわゆる「夫婦喧嘩」として片づけてはいけない男女の不平等な構造的問題となり、配偶者等からの暴力は、社会的な問題となっています。

### 子どもへの影響

子どもに対して直接的な暴力がない場合であっても、配偶者等からの暴力を子どもが目撃することで大き

なストレスを与えます。さらに、暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、暴力を感情表現や問題解決の手段として学習することもあなど影響は深刻です。

### 人権センターにご相談ください！

人権センターでは専門の相談員を配置し、被害を受けている人の相談や支援事業を強化しています。

配偶者等が暴力を振るうことはどんな理由があるうとも間違いです。暴力と決別し、本来の自分を取り戻すためにも、ひとりで抱え込まず、まずは相談してください。  
※家庭内の暴力は児童に著しい心理

的外傷を与える児童虐待であると法律で位置づけられています。  
※元配偶者、元交際相手からの暴力についても「配偶者暴力防止法」の支援を受けられる場合もあるのでご相談ください。

### 相談場所・日時等

人権センター

月曜日～金曜日

（祝日・年末年始を除く）

8時30分～17時15分

☎ 22-7736

### （※別表）暴力のチェックリスト 暴力には、様々な形態があります。 次の内容は全て暴力です！！

- なぐる、ける、かむ、首をしめるなど身体を傷つける
- 物を投げる、日常的に頭や顔をたたく
- 刃物を突きつける、なぐる振りなどをして脅かす
- 「バカ、くず、役立たず」などの暴言をまく、大声で怒鳴る
- 「誰のおかげで生活できていると思っているのか」と言う
- 実家に帰ること、友達や親族と交際することを嫌がる
- 外出を制限する、または帰りが遅くなると怒る
- 大切な物を壊したり、捨てたりする
- 性行為を強要する、断ると機嫌が悪くなる
- 機嫌が悪いかと思えば、突然優しくなる
- 避妊に協力しない、中絶を強要する
- 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- 裸の写真を撮る、それを材料にして脅かす（※リベンジポルノ）
- 生活費を渡さない、または少しのお金しか渡さない
- 支出を細かく監視する
- 外で働くことを妨げる
- 隠れて借金をする、または借金をさせる

### ※リベンジポルノ

離婚した元配偶者や別れた元恋人の裸の写真や動画などをインターネット上に流出させる嫌がらせ行為のこと。平成26年11月行為者への罰則等を規定した法律が成立しています。

